

特別記事…令和五年度慶應法学会シンポジウム

ウクライナ侵攻と世界平和

解題

法学部准教授 武井良修

令和五年度の慶應法学会研究大会は、「ウクライナ侵攻と世界平和」をテーマに、慶應義塾大学三田キャンパスにて、七月一日に四年ぶりに対面で開催された。二〇二二年二月二四日のロシアによるウクライナ東部での「特別軍事作戦」の実施発表と首都キーウ（キエフ）などへの攻撃開始以来、この問題が報じられない日はないといつてよく、これまで一年半以上にわたって様々な観点から検討がなされてきた。しかしながら、依然として全体像の把握は難しい。例えば、国家間の法的関係を規律する国際法は、侵攻開始以来、常に議論されてきたが、この問題に直接関連する国際法の分野だけでも、国家承認、武力行使禁止原則とその例外としての自衛権、武力紛争法の諸規則、戦争犯

罪をはじめとする中核犯罪の処罰、一方的経済制裁の合法性など非常に多岐にわたっている。また、より根本的な問いとして、なぜウクライナ侵攻は起きてしまったのか、この戦争はどのように終結するのであるのか、そしてこのような事態が再び起きないようにするために我々は何をすべきであるかといった問いかけがなされなければならない。侵攻の要因と戦争の終結に向けた流れに関しては、ロシア、ウクライナ、欧米諸国といった主要なアクターの立場を細かく分析していく必要がある、このような事態の再発防止のためには、ロシア側（およびウクライナ側）の関係者の刑事責任の追及と被害者への賠償についての検討が不可欠である。

以上のように、研究大会の主題であるロシアによるウクライナ侵攻をどのようにとらえ、世界平和に向けて、どのように対処していかねばならないかという問題は、法律学・政治学の双方に対し、重要な課題を提示している。このたびの研究大会は、このような問題意識に立って企画され、関連する分野に知見を有する法律学および政治学の専門家を集め、(限られた時間の中ではあったが)前述の諸問題について理解を深め、様々な視点から議論を行う絶好の機会となった。

当日は、慶應義塾大学法学部長の堤林剣氏による開会の辞に続いて、慶應義塾大学法学部教授の森聡氏、法政大学法学部教授の宮下雄一郎氏、帝京大学法学部助教の久保田隆氏の三氏による問題提起があり、これを受けて慶應義塾大学法学部教授の大串敦氏、同教授のフィリップ・オステン氏からコメントが寄せられた。その後、登壇者間でのパネルディスカッション、そして参加者から寄せられた質問に基づく質疑応答などが展開された(司会は本稿執筆の武井が務めた)。登壇者各氏の問題提起、コメントの詳細については、本稿に引き続いて掲載されている各氏の論考を参照いただくこととして、以下ではそれぞれにつき簡単に紹介

をさせていただきます。

森氏による問題提起では、ロシアによるウクライナ侵攻の鍵となっている「国際秩序」の観念についての考察が行われた。同氏は、勢力圏の概念とルールに基づく国際秩序という二つの秩序観を対置し、ロシア側と米国および北大西洋条約機構(以下、「NATO」)側との関係を軸に、これらの秩序観の展開を分析した後、米国に対するロシア側の反応の要因について、恐怖、不満、野心といった概念を用いて考察を行った。そのうえで、この紛争の解決のかたちについても検討を行った。

宮下氏による問題提起では、本件が、①国際関係史の中で長期的視点からどのようなようにとらえられるのか、②ヨーロッパ史の中でどのようなようにとらえられるのか、そして③戦争史の中でどのような変化をもたらしたものと評価されるのかについての考察が行われた。同氏は、①については、影響は経済面が中心であり、第二次世界大戦後の国際秩序に変容をもたらすものではないと論じる一方で、②については、欧州統合深化の残された課題であった安全保障問題に関して大きな変化

をもたらずものとなったと評価した。③については、この紛争は昔ながらの戦い方が行われていることを指摘するとともに、研究大会の一週間ほど前におきた民間軍事会社ワグネルのプリゴジン代表による武装反乱を踏まえ、傭兵と最高権力者との緊張関係についても言及した（なお、宮下氏からは論考の提出を受けられなかった）。

久保田氏による問題提起では、国際刑事法の視座からみたウクライナ侵攻について、「戦争犯罪」と「中核犯罪」についての概念整理を行ったうえで、国際刑事裁判所（以下、「ICC」）の対応およびウクライナ刑事司法の対応を中心に検討がなされた。ICCの対応については、ICC規程締約国による二〇二二年三月のウクライナ事態の付託と捜査開始以来の経緯について、プーチン大統領らに対する逮捕状の発付を含めて説明がなされ、同規程の非締約国の現職大統領の（人的）免除と締約国の協力義務の相克や同大統領の身柄確保の可能性といった論点についても考察が行われた。また、ウクライナ刑事司法の対応については、ウクライナ刑法四三八条（戦争の法規の違反）とその適用事例を中心に分析がなされた。

大串氏によるコメントでは、ロシアと欧米の見解の不一致がどのように拡大していったのかについて、一九九九年のNATOによるコソボ空爆以来の流れが詳細に分析された。さらに同氏は、二〇一四年のクリミア併合以降、ロシアとウクライナの関係がどのように展開していったのかについて、各段階における変化を詳細に論じた。そして、この問題を立憲主義と勢力圏のぶつかり合いとして捉えることに否定的な見解を示したうえで、この戦争をどのように終結させることができるのかについても検討した。

オステン氏によるコメントでは、ICCによるプーチン大統領への逮捕状の発付の問題に関連して、免除に関する法的な問題が論じられるとともに、現在検討が行われている特別法廷の設立について、これまでの関連する事例などを踏まえたうえでその可能性について論じられた。さらに同氏は、中核犯罪の国内処罰の重要性を強調する中で、日本においては処罰規定が欠如しており、国内法の整備が課題となっている点を指摘した。

引き続きの登壇者間のディスカッションおよび会

場の参加者を交えての質疑応答では、それまでの問題提起・コメントを踏まえて、多岐にわたる論点についての議論が展開された。本稿においてすべての議論を取りあげることができないが、主要な点については以下で簡単に見ていきたい。

第一に、今回の研究大会において最も注目を集めたのは、(登壇者による問題提起でも繰り返し言及された)欧米諸国の擁護するリベラルな国際秩序とロシア側の主張する勢力圏に基づく国際秩序の対立についてであった。この対立の根底には、欧米諸国が民主主義、人権、法の支配といった概念を重視しており、この点がロシアの権威主義体制と対比されるとの見解がみられた。これに対し、勢力圏の発想はNATO側にもあったとの指摘や、勢力均衡を重視するヨーロッパに対し、米国の対外政策にはネオコンにみられるように帝国主義的なりベラル覇権主義の側面があり、欧米諸国の内部でも立場が異なるとの指摘もみられた。後者に関連して、米国で近年注目されている内政重視のプログレッシブ(進歩派)の政策が一国主義を掲げたトランプ政権と必ずしも大きく異なるわけではない点が指摘された。また、欧米諸国とロシアとの考え方の違

いの背景として、海洋国家と大陸国家という地政学上の位置づけを指摘する見解もみられた。

また、前述のリベラル覇権主義に関連して、「リベラル」や「リベラリズム」という概念が、本来の意味からは離れて誤用されがちである点も指摘された。これに関連して、米国の(国際問題に関する)リベラル観念がどのように成立したのかについての説明がなされた。

第二に、核大国であるロシアが紛争の当事者であることから、戦争がエスカレートした際の核使用の問題も議論の対象となった。現状では核の抑止力が作用しているとの見解がみられた一方で、全面的な核戦争に至る可能性は現時点では少ないが、戦術核の使用のリスクは存在しているとの指摘もなされた。

第三に、ウクライナとロシアのいずれもICCの加盟国でないことから、ウクライナ侵攻についてICCがどのように関与すべきかについての議論が行われた。この問題に関しては、ウクライナがICCの管轄権を受諾しているため、ウクライナにおいて実行された犯罪の処罰のためにICCが管轄権を行使できることが説明された。また、ICC規程の非締約国において管

轉権が行使されてきたこれまでの事例やウクライナ事態の新規性といった点についても議論が行われた。さらに、戦争犯罪はロシア側だけでなく、ウクライナ側によっても行われているとの指摘もなされた。

また、刑事責任だけでなく、ワグネルなどのロシア側の民間軍事会社のウクライナでの行為について、外国で民事責任を追及し強制執行することが可能か否かについても議論がなされ、民間軍事会社は政府とは異なり、国内裁判所での訴訟の対象となりうるとの見解が示された。また、民事裁判ではないが、ICCにおける被害者賠償の制度への言及もなされた。

第四に、今後の紛争の展開についても盛んに議論が交わされた。多くの発言者が、この戦争がどのように終結するかについては予想ができないとの慎重な立場をとった点が印象的であった。もともと、先行きが不透明であるにもかかわらず、今後の展開を考えるうえで有益な数多くの指摘がなされた。例えば、将来的には、対立を棚上げし、(正式の講和条約の締結のような形ではなく)停戦が継続することになるのではないかとの見解が示され、その例として朝鮮戦争が挙げられた。また、米国とロシアの間で一定の解決で合意に

至ったとしても、必ずしもそれがウクライナ側にとって受け入れられるものとは限らないとの指摘や、現在の紛争の解決のためには、ミンスク合意とは全く異なる内容の解決策が必要になるであろうとの見解が示された。

末筆ながら、ご登壇いただいた先生方、慶應法学会の幹事長・駒村圭吾先生、青木淳一先生をはじめとする幹事および事務局の皆様のご多大なるご尽力に対し、心からの感謝を表したい。